

全国原子力発電所立地市町村議会議長会規約

(名 称)

第1条 本会は、全国原子力発電所立地市町村議会議長会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、原子力発電所等が立地されることに関して、市町村に派生する諸問題等について協議し、組織的に協力して調査研究や情報交換を行い、時には提言団体になるなど、住民の安全の確保と福祉の向上、地域の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)原子力発電所の安全性の確保に関する調査研究と情報の交換
- (2)地域の振興のための調査研究と情報の交換
- (3)国会及び政府機関に対する申し入れ並びに陳情
- (4)その他目的達成に必要な事項

(構 成)

第4条 本会は、原子力発電所等が立地している市町村並びにその立地が予定されている市町村の議長をもって構成する。

(入 会)

第4条の2 本会の目的に賛同する市町村の議長は、役員会の承認を得て会員となることができる。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 5名 |
| 理 事 | 若干名 |
| 監 事 | 2名 |

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、総会において選出する。

- 2 理事は、総会に諮って会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会に諮って会長が委嘱する。
- 4 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

(顧問)

第6条の2 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会に諮って会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、本会の運営上必要な事項を審議する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(総会)

第9条 総会は、次の事項を審議・決定する。

- (1)事業計画及び予算に関する事
- (2)事業報告及び決算に関する事
- (3)役員選任に関する事
- (4)規約の改正に関する事
- (5)その他重要事項に関する事

(役員会)

第10条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1)総会に提出する議案の審査に関する事
- (2)総会において議決された事項の運営に関する事
- (3)新会員の入会の承認に関する事
- (4)その他会長が必要と認めた事項に関する事

(幹事)

第 1 1 条 本会に幹事を置き、重要事項について企画、立案する。

2 幹事は、役員を構成する議会事務局長をもって充てる。

(事務局)

第 1 2 条 本会の事務局は、会長の属する市町村議会事務局に置く。

(経 費)

第 1 3 条 本会の経費は、毎年、総会において予算でこれを定め、各市町村議会の負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会 計)

第 1 4 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までとする。

(その他)

第 1 5 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成 9 年 4 月 2 8 日から施行する。

この規約は、平成 1 0 年 5 月 1 3 日から施行する。

この規約は、平成 1 7 年 7 月 8 日から施行する。